

## 仕 様 書

### 1 業務名

令和 8 年度「こうほう旭川市民」戸別配布業務

### 2 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 3 業務内容

市が毎月発行している広報誌「こうほう旭川市民（あさひばし）」を毎月 15 日までに指定された配布地域内の全世帯に配布する。

### 4 配布地域と配布区分

#### (1) 配布地域

次の地域を除いた旭川市全域

ア 各地区市民委員会（旭星西、末広東、神居中央、神居東）

が配布する地域

イ 江丹別地域の一部（江丹別町清水・拓北・中央・富原・中園・西里・芳野）

ウ 東旭川地域の一部（倉沼、桜岡、豊田、東桜岡、瑞穂、米原、日ノ出）

エ その他の市が指定する地域

#### (2) 配布区分

ア 配布区分 A：西神居地域（神居町西丘・神居町豊里・神居町神居古潭）、西神楽地域（西神楽 1 線 30 号～32 号・西神楽 2 線 30 号（一部）～32 号）

イ 配布区分 B：配布地域のうち上記を除いた地域

#### (3) 配布地域の変更

配布地域を変更する場合は、市から書面で通知する。

### 5 配布回数

配布は令和 8 年 4 月号から令和 9 年 3 月号までの計 12 回とする。

### 6 配布予定部数

155, 310 部（令和 8 年度見込み）

### 7 事前戸数調査

戸別配布業務に先立ち配布地域内の戸数調査を行い、地域ごとの戸数の一覧表を令和 8 年 4 月 3 日までに市に提出すること。

## 8 広報誌の規格等

A4判標準32ページで、発行日は毎月15日。折り込みチラシが入る月がある。

## 9 折り込みチラシの規格

A4またはA3判で1～3枚、若しくはA4またはA3判で4～6枚。

## 10 市から提供する書類

印刷・製本・配布のスケジュール表

## 11 報告等

- (1) 各月業務終了後、月末までに地域ごとの配布完了報告書を提出する。
- (2) 次月号の配布数に増減が生じた場合、毎月25日までに市に報告する。

## 12 再委託

業務の遂行において、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

また、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、書面により通知し、市の書面による承諾を必要とする。

## 13 業務履行の際の留意事項

- (1) 広報誌を毎月8日前後に納品するので、毎月15日までに対象地域の全世帯に配布すること。
- (2) 広報誌が破損したり、汚れたりしないよう取扱いに注意すること。また、搬入部数が多いことから、十分な保管場所や作業スペースを確保すること。
- (3) 空き家や町内会館、事務所、店舗等明らかに居住者がいない場合には配布しないこと。ただし、当該施設等の管理者が配布を希望する場合は対応すること。
- (4) 個人経営等で住居と店舗を兼ねている場合は配布すること。
- (5) 集団入居施設(寮、寄宿舎、施設等)、管理人のいるマンション等は管理に入居世帯数を確認の上、配布すること。
- (6) 配布に関する電話連絡先は1か所とすること。
- (7) 配布漏れがあった場合は速やかに対応すること。
- (8) 配布を希望しない世帯には配布しないこと。
- (9) 同一の住居でも2世帯住宅等で2部以上を希望する場合は対応すること。
- (10) オートロックマンションについては、外の集合ポストに各戸に配布すること。
- (11) この仕様書に定めの無い事項並びに業務の内容及び処理方法について疑義が生じた場合には、市と受託者が誠意を持って協議し決定するものとする。